

御税課第 8－1 1 号

被災者生活再建支援システム構築業務委託

仕様書

御嵩町 税務課

1. 業務名

被災者生活再建支援システム構築業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

3. 納入場所（履行場所）

御嵩町が指定する場所

4. 概要

本業務は、本町において災害が発生した際に災害対策基本法第90条の2の規定による罹災証明書の発行及び同法90条の3に定められた被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）作成機能を備えることにより、迅速かつ公平な被災者の生活再建支援業務体制の確立を目的とし、大規模災害発生に対応するため、建物の被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の管理を一連の流れで取扱うことができる、Bizひかりクラウド被災者生活再建支援システム（以下「本システム」という。）を調達するものとする。

5. 関係法令の遵守

本業務は本仕様書のほか、以下に定める関係法令等を遵守して行うものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 御嵩町地域防災計画
- (4) 御嵩町個人情報保護に関する法律施行条例
- (5) 御嵩町情報セキュリティポリシー
- (6) その他関係法令

6. 業務実施計画

受注者は、本業務の着手にあたり、契約締結後7日以内に業務実施計画書、工程表、着手届を発注者に提出するものとする。なお、これを変更する場合も同様とする。

7. 基本要件

本業務において、円滑かつ的確な業務遂行を図るため、システムの機能等を十分に活用できるようにするとともに、特に以下に挙げる点を、システム及び付随した機能や実績等についての必須要件とする。

- (1) 災害時においてライセンス等に関する増減をフレキシブルに実現できること。
また、庁舎等が被災した際にもシステムを活用できるよう、LGWAN-ASPに登録さ

れたクラウドサービスであること。

- (2) 建物被害認定調査で使用する調査票が、最新の内閣府指針と災害時の実態や効率的運用を考慮し、調査員がフローチャートにより簡易に調査できること。
- (3) 建物被害認定調査結果を効率的かつ短時間でデータ化する仕組みとして、モバイルによる調査ができる仕組みを有すること。
- (4) 罹災証明書の発行において、被災者・家屋・被害のデータを地図上で名寄せする機能等、作業時間の短縮、誤りのない作業が実現できる仕組みを有すること。
- (5) 被災者台帳を作成し、各種支援施策を一元的に管理することができること。また、台帳の作成においては、被災自治体でも実際に使われた実績がある被災者支援業務テンプレートが利用できること。
- (6) 被災者台帳、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報が同一システム上で管理でき、被災者台帳の情報と避難行動要支援者の情報が連携できること。
- (7) 被災者台帳の情報及び避難行動要支援者の情報を避難所情報と連携できること。
- (8) 産官学連携での長年の実際の被災地での研究の成果として、標準化された業務フローを提案できること。また導入自治体において、システムを活用した業務標準化ガイドライン等の作成実績をもとにガイドライン作成の情報を提供できること。
- (9) これまでの被災地での知見、法令等にあわせてシステムの性能改善ができること。

8. 業務委託範囲

- (1) Bizひかりクラウド被災者生活再建支援システムの初期設定、サービス提供
- (2) 建物被害認定調査モバイルシステムの初期設定、サービス提供
- (3) 災対本部情報集約オプションの初期設定、サービス提供
- (4) 損害割合カリキュレータの初期設定、サービス提供
- (5) 画像格納用サーバ構築

建物被害認定調査画像や調査時の調査写真を格納し、本システムから参照可能となるよう、サーバの調達及び必要な設定を行うこと。

- (6) 本システムに必要なハードウェア及びソフトウェア
画像格納用サーバ（NAS 等）
モバイルシステム管理端末

なお、本システムの保守業務については、システム運用開始時に必要に応じ別途契約を締結することとし、本業務の対象外とする。

9. 実施スケジュール

受注者は、次のスケジュールを目安として業務を履行すること。

工程	9月	10月	11月	12月	1月
・物品調達（画像格納用サーバ、モバイルシステム管理端末）					
・画像格納用サーバ構築					
・Biz ひかりクラウド被災者生活再建支援システム開通					
・建物被害認定調査モバイルシステム初期設定及び管理端末構築					
・災対本部情報集約オプション初期設定及び管理端末構築					
・損害割合カリキュレータ初期設定					
・システム運用開始					

10. 利用可能なユーザー数

各システム規模での下表に示す数量を提供できるものとする。

(1) Biz ひかりクラウド被災者生活再建支援システム

i) 災害データベース数

項目	数量
災害データベース数	2

ii) システムを利用可能なユーザー数

項目	数量
罹災証明書発行可能ユーザー数	1
被災者台帳を活用した各種支援施策作成可能及び避難行動要支援者管理可能ユーザー数	5

(2) 建物被害認定調査モバイルシステム

i) モバイル調査を利用可能なユーザー数

項目	数量
モバイル調査利用可能ユーザー数	1

(3) 災对本部情報集約オプション

i) 災对本部情報集約機能を利用可能なユーザー数

項目	数量
災对本部情報集約機能を利用可能なユーザー数	1

(4) 損害割合カリキュレータ

i) 損害割合カリキュレータを利用可能なユーザー数

項目	数量
損害割合カリキュレータを利用可能なユーザー数	1

1 1. システム要件

本システムは以下の構成での利用を基本とする。

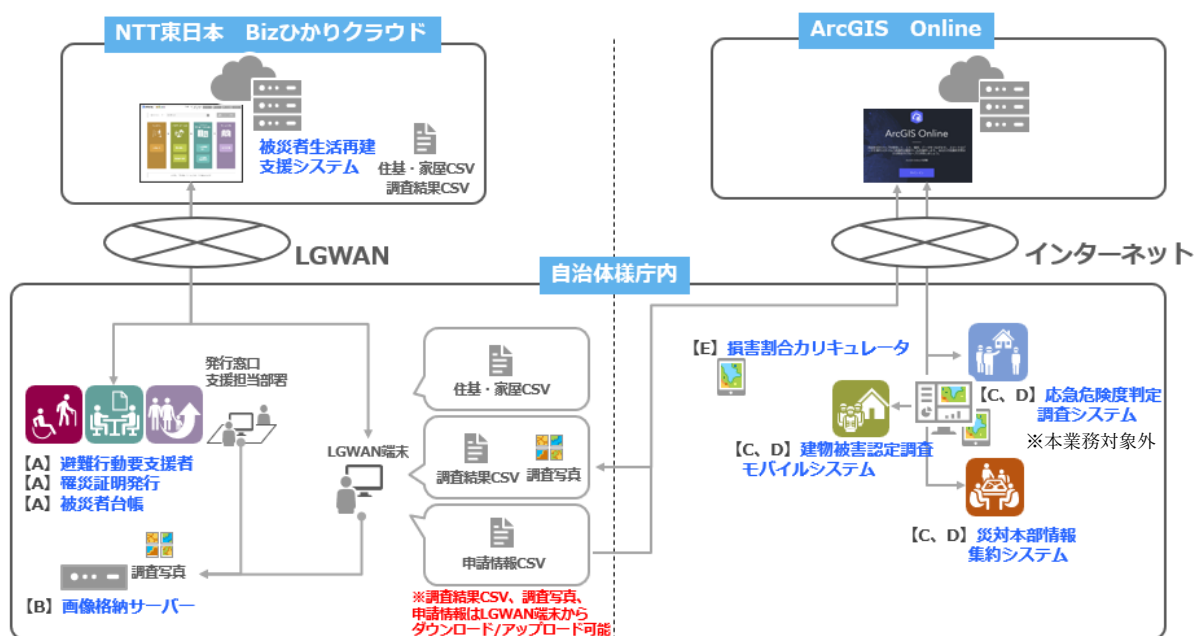


図1 システム構成

(1) システムの全体構成

本システムは次に示す要素により構成されるものとする。

i) 利用者インターフェイス

本システムにおける各機能はWebブラウザ形式で提供されるものとし、本町のWebブラウザからLGVAN等を介し、データセンターに設置する本システムのサーバ群にアクセスする仕組みとする。

ii) 被災者生活再建支援システムのサービスを提供するサーバ群

本システムのサービスを提供するサーバ群は、データセンターに設置する基盤上に Web システムとして提供されるサービスを一元的に管理できるものとする。

る。建物被害認定調査モバイルシステムについてはインターネット上のクラウドサーバでデータ格納、管理されるものとする。

iii) 利用者端末

本システムは LGWAN に接続された業務端末から利用することとする。なお端末動作要件は「(2) システム動作要件」のとおりとする。

iv) 調査画像の参照

画像格納用サーバは、庁内の LGWAN に接続された業務端末から参照できるように設置する。画像格納用サーバの動作要件は「(2) システム動作要件」のとおりとする。

(2) システム動作要件（ハードウェアおよびソフトウェア等）

システム動作要件は、次のとおりとする。

① 被災者生活再建支援システム

i) 被災者生活再建支援システム利用端末（調達対象外）

要件名	要件詳細
ハードウェア条件	CPU : 1 GHz 以上 (SSE2 命令セット対応) メモリ : 2GB 以上 (推奨: 4GB 以上) HDD : 64GB 以上 (推奨: 320GB 以上)
OS	Windows10 (64bit)、Windows11
モニタ	1280×1024(SXGA)以上のモニタを推奨 1366×768 の場合はブラウザの表示を 75%にして利用可能 1024×768 の場合はブラウザの表示を 75%にして利用可能
ソフトウェア	Microsoft Edge (Chromium) Google Chrome Microsoft Excel 2013 以降

ii) 画像格納用サーバ(NAS 等)

要件名	要件詳細
ハードウェア条件	HDD: 2 TB、LAN ポート
OS、ソフトウェア条件	Web サーバ機能 ※IIS 等 HTTP 通信が可能であること Web サーバとして動作可能であること
その他	発注者が指定する既設のサーバラックへの格納を前提とする。

② 建物被害認定調査モバイルシステム、災对本部情報集約オプション

i)管理端末（受注者にて調達）

要件名	要件詳細
ハードウェア 条件	メモリ：16GB 以上 CPU： 2.2GHz 以上(ハイパースレッティングまたはマルチコアを推奨) プロセッサ：Intel Pentium 4、 Intel Core Duo、 または Xeon プロセッサ（SSE2 以上） USB ポート：あり
OS 条件	・ Windows11 Pro、 Windows11 Enterprise（64 ビット） ・ Windows 10 Pro および Windows 10 Enterprise バージョン 1809（64 ビット）以上
ソフトウェア 条件	Microsoft Excel：マイクロソフト社がサポートしているバージョン Web ブラウザ：Chrome、 Edge（Chromium） OpenGL：バージョン 2.1 以降

ii)タブレット端末（調達範囲外）

要件名	要件詳細
ハードウェア 条件	メモリ：2GB 以上 SD カード：推奨 カメラ：あり GPS：あり インターネット接続 ： あり
OS 条件	Windows 11 Pro and Windows 11 Enterprise minimum version 21H2 (64 bit) Windows 10 Pro and Windows 10 Enterprise minimum version 1809 (64 bit) Android：7.0 Nougat 以降(ARMv7 32 bit and ARMv8 64 bit) ※Android の場合、 iOS:13 以降（64 bit） iPadOS:13 以降（64 bit）
ソフトウェア 条件	Android 版：Chrome Survey123 iOS：Safari 、 Survey123 Windows 版：Chrome 、 Edge 、 Survey123
その他	アプリのインストールに制限がないこと ※二次調査（内観調査）機能での利用は対象外とし、利用する場合は、タブレット端末の要件を満たす端末を委託者にて調達す

	る。
--	----

③ 損害割合カリキュレータ

i) タブレット端末（調達範囲外）

要件名	要件詳細
ハードウェア条件	メモリ：6GB 以上 SD カード：推奨 カメラ：あり GPS：あり インターネット接続：あり
OS 条件	Windows 11 Pro Windows 10 Pro Android：13.0 以降 iPadOS：16.7.10 以降
ソフトウェア条件	Android 版：Chrome（125 以降）、Survey123 iOS：Safari（16.6 以降）、Survey123 Windows 版：Chrome（125 以降）、Edge（125 以降）、Survey123
その他	アプリのインストールに制限がないこと

(3) ネットワーク要件

本町から本システムへの接続方法は以下のとおりとする。

システム名	接続方法
被災者生活再建支援システム	L GWAN
建物被害認定調査モバイルシステム	インターネット ※認証プロキシを介さないインターネット接続
災対本部情報集約オプション	インターネット ※認証プロキシを介さないインターネット接続
損害割合カリキュレータ	インターネット ※認証プロキシを介さないインターネット接続

(4) 機能構成

本システムは、主に以下の機能から構成される。

機能名	機能の概要
調査計画策定機能	GIS を活用した、被害エリアの概況把握、調査エリアのゾーニング、被害戸数の算出、自動班割等の機能を有しており、一連の調査計画策定が実施可能な機能

モバイル調査機能	調査票による調査以外にも、タブレットやスマートフォンを活用した調査をすることができる機能を有しており、災害時にはモバイル端末により調査位置の事前登録、調査データ入力等の調査機能を活用できる機能
二次調査（内観調査）機能	二次調査の図面作成や損害割合（損傷程度と損傷率）の自動計算をタブレットを活用してでき、モバイル調査機能とも連携できる機能
罹災証明書発行機能	被害認定調査結果、住民・家屋情報を空間的に突合し罹災証明書を遅滞ない発行を可能とする機能
調査票、調査画像等の参照機能	庁内ネットワーク上に調査票画像や調査写真を格納、また管理でき、被災者生活再建支援システムから、参照することができる機能
被災者台帳作成機能	被災者台帳作成機能の仕様等は、「被災者台帳の作成等に関する実務指針（内閣府防災担当 H29.3）」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府防災担当 H30.3）」を参考とした被災者台帳の作成・利用を可能とする。
避難行動要支援者機能	避難行動要支援者の情報を地図上で管理し、個別避難計画等を作成する機能
災対本部情報集約機能	災害対策本部に集まる情報を収集・集約し、クロノロジー形式、マップ形式、インフォグラフィック形式で分かりやすく可視化する機能

(5) 運用要件

契約期間中における本業務に関連する発注者からの問合せに適切に対応すること。
 なお、問合せは原則として平日の 9:30 から 18:00 までの間とする。

(6) システムバージョンアップ

本システムは受注者の判断により、被災地等の現場での利用や法令改正、性能改善によりバージョンアップ対応を行うこと。

1 2. 成果物

受注者は本業務の成果物として以下のものを納品する。なお、その他必要と認める納品物等が生じた場合は、協議により決定する。

納品物	内容
開通案内	Biz ひかりクラウド被災者生活再建支援システム開通情報（ID、パスワード等）

納品物	内容
	建物被害認定調査モバイルシステムユーザ情報
	災対本部情報集約オプションユーザー情報
	損害割合カリキュレータユーザー情報
モバイル調査	モバイルシステム管理端末 1 台
画像格納用サーバ	画像格納用サーバ 1 式
業務報告書	業務報告書 1 式
運用マニュアル	支援システム及びモバイルシステム運用マニュアル 1 式

1 3. その他

- (1) 本仕様書が示す内容は主要事項を記述したものであり、明記されていない事項であっても業務遂行上当然必要とみなされる事項については、受注者の負担で実施すること。
- (2) 本業務の契約に定めのない事情等が生じたときは、双方協議の上決定する。